

第8章 監督

1. 福島市違法開発行為等事務処理要領

この要領は、開発行為等の規制に違反する行為の是正等に関する事務手続を定めたものです。

福島市違反開発行為等事務処理要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第3章第1節に係る開発行為等の規制に違反する開発行為及び建築物の建築等（以下「違反行為等」という。）の是正等に関する事務手続を定め、事務の迅速かつ適切な処理を行うことにより違反行為等の防止を図ることを目的とする。

(職員の責務)

第2条 職員は、厳正な態度で臨み、公正な処理を行うよう努めなければならない。

2 職員は、この要領に定める事務を適切に行うため、農政部農業振興室、農業委員会等の市の機関（以下「その他の課等」という。）及び福島県北建設事務所等他の機関（以下「他の機関」という。）との連携を図らなければならない。

第2章 巡回等

(パトロールの実施)

第3条 職員は、定期的又は必要に応じて市内全域を巡回し、違反行為等の発見に努めるものとする。

2 職員は、住人から通報等を受けたときは、通報等受信簿（様式第1号）を作成し、前項の巡回を行うものとする。

3 職員は、許可したもの又は違反行為等のものの施工状況又は是正状況を確認するものとする。

4 職員は、違反の疑いのある行為等を発見したときは、当該行為に関する外観、周囲の状況等必要な事項を目視又は写真撮影により確認するものとする。

5 巡回した職員は、巡回報告書（様式第2号）を作成するものとする。

第3章 違反行為等に対する措置等

(違反行為等報告書)

第4条 職員は、違反の疑いのある行為等に関し、現地で必要な調査を行う。この場合、他の課等の所管に係る法令等に違反すると思われるときは、当該他の課等に対して職員の同行を要請するものとする。

2 前条の現地調査を行った職員は、違反行為等調査報告書（様式第3号）を作成するとともに、違反台帳（様式第4号）に記載しなければならない。

(現地調査)

第5条 前条第1項の調査（以下「現地調査」という。）にあたり、開発事業者、工事施工者、土地、建築物、工作物等の所有者、使用者その他権利を有する者（以下「関係者」という。）に対し、任意の調査である旨を説明し、調査の承諾、立会の協力等を求めるものとする。

2 調査が必要であるにもかかわらず前項の承諾等を得ることができない場合は、法第 82 条第 1 号の規定に基づく立入検査を行うものとする。

3 前項の立入検査を行う職員は、身分証明書を携帯し、関係人からの要求に応じて、これを提示しなければならない。

4 現地調査は、現地調査票（様式第 5 号）に記載された事項に基づいて行うものとする。

（事情聴取）

第 6 条 開発建築指導課長（以下「専決者」という。）は、違反行為等については是正指導を行うため、関係者から事情を聴取するものとする。

2 専決者は、前項の事情聴取の必要があると判断したときは、事情聴取実施通知書（様式第 6 号）により呼び出すものとする。

3 事情聴取は、事情聴取票（様式第 7 号）に記載されている事項に基づき行うものとする。

4 関係者が再三の呼び出しにもかかわらず応じないときは、質問書（様式第 8 号）により照会する。

（違反対応処理方針）

第 7 条 専決者は、第 5 条の現地調査、第 6 条の事情調査等の結果を踏まえ、違反行為等の事実の態様に応じ、次に掲げる基本方針に基づき具体的な対応処理方針を検討するものとする。

(1) 許可申請又は届の指導 未許可又は未届（以下「未許可等」という。）の違反ではあるが、開発行為等の内容が法令等に定める基準に適合するもので、許可申請又は届を行うことにより是正できると判断するもの

(2) 改修、移転、除却その他必要な措置の命令 そのままでは違法状態が解消できないと判断するもの

2 違反行為が、都市計画法又は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）のほか次に掲げる他の課等の所管に係る法令等に違反すると思われるときは、当該他の課等と協議するものとする。

(1) 専決者が直接指導し、又は市の他の課等と協議を要するもの

ア 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号） 市都市政策部都市計画課、市都市政策部開発建築指導課

イ 福島市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 24 年福島市条例第 42 号） 市都市政策部開発建築指導課

ウ 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号） 市都市政策部開発建築指導課

エ 福島市屋外広告物条例（平成 30 年条例第 42 号） 市都市政策部都市計画課

オ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号） 市都市政策部開発建築指導課

カ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号） 市都市政策部開発建築指導課

キ 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号） 市都市政策部都市計画課

ク 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号） 市農政部農業振興室

ケ 農地法（昭和 27 年法律第 229 号） 市農業委員会

コ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号） 市農政部農林整備課

サ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号） 市農政部農林整備課、市建設部河川課

シ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号） 市建設部河川課

ス 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号） 市建設部河川課

セ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、福島県文化財保護条例（昭和 45 年福島県条例第 43 号） 市教育委員会事務局文化課

(2) 違反事実の確認等の連絡を行うもの

ア 自然公園法（昭和 32 年法律第 61 号）、福島県立自然公園条例（昭和 33 福島県条例第 23 号） 福島県県北地方振興局県民環境部県民生活課

イ 福島県給水施設等条例（昭和 54 年福島県条例第 39 号） 福島県北保健福祉事務所生活衛生部衛生推進課

ウ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号） 市環境部環境課

エ 福島県自然環境保全条例（昭和 47 年福島県条例第 55 号） 福島県県北地方振興局県民環境部県民生活課

オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号） 市環境部清掃管理課

カ 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号） 市都市政策部交通政策課

（是正計画）

第 8 条 専決者は、前条の対応処理方針に基づき、是正指導通知書（様式第 9 号）により違反行為者に対し、違反状態を是正するように指導するものとする。

2 専決者は、違反行為者から前項の是正指導に適合する是正計画書（様式第 10 号）の提出を求めるものとする。

（是正勧告等）

第 9 条 専決者は、違反行為者が前条の是正計画書を提出すること又は是正計画書に基づく自主的な処理を行わず、是正措置を行う必要があると判断したときは、是正措置勧告書（様式第 11 号）により、是正のための勧告を行うものとする。

2 専決者は、違反行為者が法又は風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく許可を受けた者であり、是正措置を行う必要があると判断したときは県条例第 3 条第 1 7 号の規定により市が処理することとなった法第 80 条第 1 号の規定に基づく報告及び資料の提出並びに勧告及び助言を行うものとする。

第 4 章 監督処分

（監督処分の検討）

第 10 条 市長は、違反行為者が数次の是正勧告に従わない場合には、法 81 条第 1 号に規定に基づく許可の取消し等の処分又は命令（以下「監督処分」という。）の実施について検討するものとする。

（聴聞等）

第 11 条 市長は、前条の監督処分を行おうとするときは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）及び福島市行政手続条例（平成 8 年条例第 1 号）の定めにより、聴聞又は弁明の機会の付与をしなければならない。

（監督処分）

第 12 条 市長は、前条の聴聞等を実施した後に、違反の内容、違反の程度等に応じて、監督処分を行わなければならない。

2 監督処分は、指令書（様式第 12 号）により行うものとする。

第 5 章 監督処分後の処置

（処分に係る公示）

第 13 条 市長は、法第 81 条第 3 項の規定による公示を行うものとする。

2 市長は、当該命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地内に標識（様式第 13 号）を設置するとともに、その旨を公示しなければならない。

3 前項の公示は、福島市公告式規則の定めにより行うものとする。

(水道事業者等に対する協力の依頼)

第 14 条 市長は、第 12 条の監督処分を受けた土地又は建築若しくは工作物に係る水道、電気又はガス（以下「水道等」という。）の供給の申込みの承諾に関し、当該水道事業管理者、電気事業者又はガス事業者（以下「水道事業者等」という。）に対して承諾の保留の要請を行うことができる。

2 前項の要請は、水道等供給申込承諾保留依頼書（様式第 14 号）により行うものとする。

(処分の解除)

第 15 条 市長は、監督処分をした場合において、当該処分を解除する必要があるときは、速やかに、被処分者に対し、命令解除通知書（様式第 15 号）を、前条の水道等の供給の申込みの承諾の保留の要請を行っている場合は、水道事業者等に対し、水道等供給申込承諾保留依頼解除通知書（様式第 16 号）を送付するものとする。

2 専決者は、前項の場合において、第 13 条で規定する標識を除去するものとする。

(告発)

第 16 条 市長は、監督処分に従わない者で著しく悪質なものについては、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 239 条第 2 項の規定に基づき、違反行為等が行われた土地を所管する警察署長に対し、告発状（様式第 17 号）により告発できるものとする。

(行政代執行)

第 17 条 市長は、監督処分として行った命令に従わない案件については、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところにより、行政代執行を行うことができる。

第 6 章 雑則

(緊急措置)

第 18 条 市長は、違反行為等に関する処理について、特殊又は緊急を要する案件については、第 3 章から第 5 章までに定める手続の一部を省略することができる。

(違反行為者等不明の場合)

第 19 条 市長は、違反行為等に関し、違反状態を是正するための措置を命ずべき者を確知することができない場合は、法第 81 条第 2 項の規定に基づく手続を行うものとする。

(是正措置の完結)

第 20 条 市長は、違反行為等の是正措置について、原状回復その他の是正措置の終了をもって是正措置の完結とする。

2 市長は、是正措置の完結までの経過を違反台帳に記載しなければならない。

附 則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

※ 様式第 1 号から様式第 17 号まで別記